

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年 11 月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第1900199号
厚生局事案番号：関東信越（国）第1900017号

第1 結論

昭和57年2月から同年6月までの請求期間、昭和59年4月から同年8月までの請求期間及び昭和60年9月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和35年生

住所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：
① 昭和57年2月から同年6月まで
② 昭和59年4月から同年8月まで
③ 昭和60年9月から昭和62年3月まで

昭和57年1月末に会社を辞めた後、A市役所にて国民年金の加入手続を行い、請求期間①の保険料は、近くにあったA市農業協同組合にて納付した。昭和59年4月にB市へ引っ越し、請求期間②及び③の保険料をB市農業協同組合C支店にて納付した。請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、請求期間①、②及び③の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市及びB市から厚生年金保険の記号番号（以下「厚年番号」という。）と同じ番号で国民年金も加入できると説明を受け、国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、日本年金機構は、請求期間①、②及び③当時、厚生年金保険又は国民年金の加入記録は、それぞれ制度ごとの「記号・番号」で管理されており、国民年金に加入する場合、市区町村では、国民年金の記号番号（以下「国年番号」という。）を基に加入手続を行うことになっていたことから、厚年番号により、国民年金の資格取得届を受付することはできない旨回答している。

したがって、厚年番号のみを有する者が国民年金に加入手続をする際は、国年番号を新たに払い出されている必要があるところ、請求者が所持している昭和55年4月1日に厚生年金保険に加入了際に払い出された厚年番号が記載されている年金手帳には、国年番号欄に国年番号が記載されていない。

また、オンライン記録から、厚生年金保険の資格喪失による平成4年9月21日の国民年金の被保険者資格取得届の処理を平成5年9月13日に行った際に、遡って同時に請求期間①、②及び③における国民年金の被保険者記録の追加処理を行っていることから、請求者が所持し

ている国年番号は、平成5年9月に払い出されたものと推認され、請求期間①、②及び③当時は国民年金の未加入期間であり、当該払出時点では、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料は既に時効により納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間②及び③の国民年金保険料は、B市からまとめて送付されてきた納付書で1か月分ずつ納付したと主張しているが、B市は、国民年金保険料が毎月納付（1か月分ずつ納付する方法）になったのは昭和62年4月からであり、請求期間②及び③の国民年金保険料の納付周期は3か月単位だった旨回答していることから、請求者の主張する納付方法は、当時のB市における国民年金保険料納付の取扱いと相違している。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに請求期間にA市及びB市において払い出された国年番号について国民年金手帳記号番号払出簿による全件確認調査を行ったものの、請求者に別の国年番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。